安全データシート（Safety Data Sheet）

ーー 粗　製　ベ　ン　ゼ　ン ーー

1. 製品及び会社情報

製品名:　粗製ベンゼン
製品コード:　JAIA-15
会社名:　(日本芳香族工業会会員会社)
住　所:
電話番号:
緊急時の電話番号:
ファックス番号:
メールアドレス:
推奨用途及び使用上の制限:

---

2. 危険有害性の要約

GHS分類　1)

物理化学的危険性:	引火性液体	区分2
	自然発火性液体	区分外
	金属腐食性物質	区分外
健康に対する有害性:	急性毒性(経口)	区分4
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入:蒸気)	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分1A 追加区分:授乳に対するまたは授乳を介した影響
	特定標的臓器毒性, 単回ばく露	区分1(呼吸器、中枢神経系) 区分2(肝臓、腎臓) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性, 反復ばく露	区分1(中枢神経系、造血系、腎臓) 区分２（肝臓、神経系、呼吸器、血液系）
	吸引性呼吸器有害性	区分１
環境に対する有害性:	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分2

※　記載のないものは「分類対象外」または「分類できない」。

GHSラベル要素

絵表示:

注意喚起語:　危険

危険有害性情報:
引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害
皮膚刺激
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
呼吸器、中枢神経系の障害
肝臓、腎臓の障害のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
長期又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、腎臓の障害
長期又は反復ばく露による肝臓、神経系、呼吸器、血液系の障害のおそれ
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
急性及び長期的影響により水生生物に毒性

注意書き:
【安全対策】
使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
指定された個人用保護具を使用すること。
熱／火花／裸火／高温のような着火源から遠ざけること。－禁煙。
容器を密閉しておくこと。
静電気的に敏感な物質を積みなおす場合は、容器及び受器を接地、結合すること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
ミスト／蒸気を吸入しないこと。
環境への放出を避けること。
【救急処置】
火災の場合:消火に粉末、二酸化炭素、泡消火器を使用すること。
飲み込んだ場合:口をすすぐこと。
飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。
吐かせないこと。
皮膚(または髪)にかかった場合:直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
皮膚に付いた場合:多量の水と石鹸で洗うこと。

特別な処置が必要である。
汚染した衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露した場合:医師に連絡すること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断／手当を受けること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。

【保管】

換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
内容物／容器を国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別:　化学物質
化学名(又は一般名):　粗製ベンゼン
CAS 番号:
官報公示整理番号:　(9)-2551 石炭ガスから得られる芳香族炭化水素油
(化審法・安衛法)
濃度又は濃度範囲:

	濃度又は濃度範囲 %(例)	官報公示番号	CAS 番号
ベンゼン	68	(3)-1	71-43-2
トルエン	15	(3)-2,(3)-60	108-88-3
o-キシレン	3	(3)-3	1330-20-7
m-キシレン			
p-キシレン			
エチルベンゼン	2	(3)-28,(3)-60	100-41-4
スチレン	2	(3)-4	100-42-5

分類に寄与する不純物
及び安定添加物:　情報なし

4. 応急措置

粗製ベンゼンに被災した場合は、応急措置後毛布などで保温して安静に保ち、速やかに医師の手当を受ける。

吸入した場合:	・被災者をただちに空気の新鮮な場所に移す。
	・呼吸停止または呼吸が弱い場合は人工呼吸をする(衣類を緩め気道を確保する)。
	・毛布などを使用して身体の保温に努め安静に保つ。
皮膚に付着した場合:	・汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。
	・多量の水または石けん水で十分に洗い落とす。
	・高温の液体が付着した場合は、清浄な流水で冷やし火傷の進行を防ぐ。
	・皮膚刺激があれば、医師の手当、診断を受けること。
眼に入った場合:	・清浄な流水で最低 15 分間眼を洗浄する。
	・洗眼の際、眼球とまぶたの隅々まで洗浄する。
	・コンタクトレンズは固着していない限り取り除いて洗浄する。
	・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合:	・揮発性なので吐き出させるとかえって危険が増す。ただちに医師の診断、手当てを受ける。
	・水でよく口の中を洗わせてもよい。
	・意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。
予想できる急性症状	・吸入:めまい、し眠、頭痛、灼熱感、腹痛、吐き気
及び遅発性症状の	・皮膚:皮膚の乾燥、発赤
最も重要な兆候症状:	・眼:眼の発赤、痛み
応急措置をする者の保護:	・応急措置の際、救助者は自分の皮膚に触れたり、眼に入らぬよう注意する。

---

5. 火災時の措置

消火剤:	・小火災:粉末、二酸化炭素、泡、乾燥砂
	・大火災:散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤:	・火源へ直接に棒状注水
特有の危険有害性:	・揮発性が高くかつ引火性の強い液体であり、空気との爆発性混合ガスを形成する。
	・加熱により容器が爆発するおそれがある。
	・蒸気が空気と爆発性混合気を生成するおそれがある。屋内、屋外又は下水溝で爆発の危険がある。
特有の消火方法 :	・火元への燃料源を断つ。
	・消火作業は風上から行う。
	・周囲の可燃物設備を散水して冷却する。
	・移動可能な可燃物容器は安全な場所へ移す。
消火を行う者の保護:	・消火作業は適切な保護具(自給式呼吸器、防火服、防災面等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・風下の人を避難させ、漏出場所から人を遠ざける。 ・ロープ等を張り関係者以外立入禁止とする。 ・作業には適切な保護具を着用し、風上から作業する。
環境に対する注意事項:	・側溝、下水、河川に流出しないように注意する。 ・河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法・機材:	・危険でなければ漏れを止める。 ・漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 ・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。 ・吸収したものを集めるとき、きれいな帯電防止器具を用いる。
回収:	・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。 ・水上に流出した場合、吸収材を使用して回収すること。
二次災害の防止策:	・すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:	・「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。
局所排気・全体換気:	・「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱注意事項:	・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 ・接触、吸入又は飲み込まないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。 ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
接触回避:	・酸化剤

保管

適切な技術的対策:	・消防法の規定に従った技術的対策をとる。 ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
安全な保管条件:	・直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管し、着火源、高温物体等を近づけない。 ・容器を密閉して保管すること。 ・酸化性物質と保管を区分する。

・保管時は施錠を行う。
混触危険物質:　・酸化性物質
安全な容器包装材料:　・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:
労働安全衛生法　主成分のベンゼン 1 ppm (厚生労働省告示 第 369 号-平成 16 年)
許容濃度(ばく露限界値、生物的ばく露指標): 主成分のベンゼンに関してのみ記載する。
日本産業衛生学会勧告値 (2014 年度)　発がん生涯リスクレベル 10^{-3}: 1.0 ppm , 10^{-4}; 0.1 ppm
ACGIH(2015)　TLV-TWA 0.5 ppm (1.6 mg/m^3)
TLV-STEL 2.5 ppm (8 mg/m^3)
設備対策:
・屋内の取扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。
・取扱い場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策をする。
・取扱い場所の近くに緊急用の洗眼器、シャワーを設置し、その位置を表示する。
・高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具
呼吸用保護具:　・防毒マスク(有機ガス用)
手の保護具::　・保護手袋(耐油性)
眼の保護具:　・保護眼鏡、ゴーグル
皮膚及び身体の保護具::　・保護長靴(耐油性)、防災面、保護服、保護前掛
・取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質　2)

類似した組成である分解ガソリン(ベンゼン70%以下、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを各10%以下)の混合物の物理的及び化学的性質を以下に示す。
外観(物理的状態、形状、色など):無色の液体
臭い:　芳香族臭
臭いの閾値:
pH:　データなし
融点・凝固点:　−62 ℃
沸点(初留点及び沸騰範囲):　36 - 204 ℃
引火点:　−11 ℃(タグ密閉式)
爆発範囲:　1.3〜7.5vol%
蒸発速度
蒸気圧:　データなし
蒸気密度:　2.8 (計算値, 空気＝1.0)
比重(相対密度):　0.825 - 0.880 (20℃)

溶解度:	水に対する溶解度はデータなし。 有機溶剤(アルコール、エーテル、アセトン)に易溶である。
n-オクタノール／水分配係数:	データなし
自然発火温度:	348 ℃
分解温度:	データなし
粘度(粘性率):	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性:	
化学的安定性:	・通常の取扱い条件においては安定である。
危険有害反応可能性:	・酸化性物質等に触れると反応する危険性がある。
避けるべき条件:	・加熱
混触危険物質:	・酸化性物質
危険有害な分解生成物:	・燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する。

11. 有害性情報

急性毒性:	経口	ラット	LD_{50}	1620mg/kg(ベンゼン)	1)
	経口	ラット	LC_{50}	4800mg/kg (トルエン)	1)
	などのデータを基に加算式を適用すると、LD_{50} 1917mg/kg (ATEmix)となる。				2)
	飲み込むと有害(区分4)				
皮膚腐食性及び皮膚刺激性:	主成分であるベンゼン及びトルエンのウサギを用いた皮膚一次刺激性試験結果の報告から「皮膚刺激性がある」と考えられる。				3)
	皮膚刺激(区分2)				
眼に対する重篤な損傷性又は刺激性:	主成分であるベンゼン及びトルエンは眼に対して中等度の刺激性を示ことから、本物質は眼に対して中等度の刺激性を示すと推定。				
	強い眼刺激(区分2A)				3),4)
呼吸器感作性又は皮膚感作性:	情報がない				
生殖細胞変異原性:	主成分であるベンゼンは経世代変異原性試験なし、生殖細胞 in vivo 変異原性試験なし、体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験なし、であることから区分2とした。				4), 5)
	遺伝性疾患のおそれの疑い(区分2)				
発がん性:	主成分であるベンゼンは NTP で K(発がん性既知)、IARC で Gr 1(ヒトに対して発がん性がある)、ACGIH で A1(ヒトに対する発がん性が確認された物質)、EPA で A に分類されている。				
	発がんのおそれ(区分1A)				
生殖毒性:	主成分であるベンゼンは母動物毒性が示される用量で胎児毒性がみられる。				
	ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アル				

コール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など（NITE 初期リスク評価書 87（2006）、IARC 71（1999））報告され、また、1982～1982 年にカナダで 300 例の奇形について行われた疫学調査の結果、芳香族溶媒、特にトルエンの職業ばく露歴を持つ女性の間では先天奇形増加のリスクが高かった（ACGIH（2007））ことが報告されている。さらに、溶媒のばく露を一定期間モニターされていた女性のコホートで自然流産の調査（ケース・コントロール研究）が行われ、少なくとも週 3 回トルエンにばく露された女性の間で自然流産のオッズ比が増加し、トルエンばく露の危険性が示された（IARC 71（1999））。以上のヒトでのばく露知見に基づき、区分 1A とした。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌される」（SIDS（J）（Access on Apr. 2012））との記載により、「追加区分：授乳に対するまたは授乳を介した影響」とした。なお、動物試験では、ラットに交配前から妊娠期間にかけての期間、または妊娠期間中の吸入ばく露により胎仔死亡の胚・胎仔死亡の増加、自然分娩した場合には生存出生仔数の有意な減少が認められている（EU-RAR（2003）、NITE 初期リスク評価書 87（2006））が、催奇形性は報告されていない。　1)

特定標的臓器毒性，単回ばく露：

ベンゼンはヒトでは「皮膚、呼吸器への刺激」、「気管炎、喉頭炎、気管支炎、肺での大量出血」等の報告があること等から、呼吸器を標的臓器とし、麻酔作用をもつと考えられる。　3)

トルエンは、主に吸入によって速やかに吸収され中枢神経系に作用する。50-100 ppm で疲労感、眠気、めまい、軽度の呼吸器系への刺激をもたらす。200-400 ppm では興奮状態となり、錯感覚や吐き気を伴う。500-800 ppm になると中枢神経系の抑制が現れ、酩酊、精神錯乱、歩行異常などがみられる。他に「眼、鼻、喉へに対する刺激」等の報告、実験動物について、麻酔等の報告があることから、中枢神経系が標的臓器と考えられ、気道刺激性、麻酔作用を示した。

キシレンについては、「喉の刺激性、重度の肺うっ血、肺胞出血及び肺浮腫、肝臓の腫大を伴ううっ血及び小葉中心性の肝細胞の空胞化、点状出血と腫大及びニッスル小体の消失を伴う神経細胞の損傷、四肢のチアノーゼ、一過性の血清トランスアミナーゼ活性の上昇、血中尿素の増加、内在性クレアチニンの尿中クリアランス低下、肝臓障害及び重度の腎障害、記憶喪失、昏睡」、「肺のうっ血、浮腫、巣状肺胞出血」等の報告、実験動物については、深い麻酔作用等の記述があることから、呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓を標的臓器とし、麻酔作用をもつと考えられる。

呼吸器､肝臓､中枢神経系､腎臓の障害（区分 1）

眠気またはめまいのおそれ（区分 3）

特定標的臓器毒性，反復ばく露：

ベンゼンはヒトについては「骨髄の形成不全、過形成もしくは正常芽細胞をともなう血球減少症」、「血液毒性」、「再生不良性貧血による死亡例」、「横断性脊髄炎」、「頻発性頭痛、疲労感、睡眠障害および記憶障害」、「白血球、赤血球数の減少及び平均赤血球容積の増

加」等の報告から中枢神経系、造血系が標的臓器と考えられる。

3),4),6)

トルエンに平均 29 年間曝露されていた印刷労働者 30 名と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、トルエン嗜癖者に運動失調、共同運動障害、手足の振せん、大脳のびまん性萎縮が認められ、MRI 検査では大脳、小脳、脳幹部のびまん性萎縮、中枢神経系全般の灰白質と白質の差異の不鮮明化等が認められた(産業医学 36 巻(1994))。特に高濃度曝露で中枢神経系の機能障害と同時に脳の萎縮、脳の白質の変化などの形態学的変化も生じることが報告されている(産業医学 36 巻(1994))。その他にも本物質ばく露による中枢神経系障害の発生は数多くの報告があり、区分 1(中枢神経系)とした。一方、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した症例(産業医学 36 巻(1994))、トルエンの入った溶剤を飲んでいた 26 歳の男性で、急性腎不全を来たし、トルエンの腎毒性とみなされた症例(産業医学 36 巻(1994))、さらに、嗜癖でトルエンを吸入し四肢麻痺で入院した 17 歳女性が尿細管性アシドーシスと診断され、四肢麻痺はトルエン中毒による腎尿細管障害の結果生じたものとされた症例(産業医学 36 巻(1994))など、多くの事例報告がある。以上より、区分 1(腎臓)とした。なお、動物試験では、ラット、マウスに経口または吸入による反復投与試験において、ガイダンス値範囲内に相当する用量で悪影響の所見は報告されていない(NITE 初期リスク評価書 87(2006)、EU-RAR(2003)、EHC 52(1985))。また、ヒトで、トルエンのばく露で肝障害の指標である肝酵素の上昇がみられたとする報告は 1 件あるが、逆にみられなかったとする報告もあり(EU-RAR(2003))、動物では、ラットおよびマウスによる経口および吸入による反復試験で、共にガイダンス値範囲内で肝臓への悪影響は報告されていないことから肝臓は分類の根拠にしなかった。

m－キシレンのヒト影響は、「反応時間の低下、平衡感覚の低下」（CERI・NITE 有害性評価書 No.62（2004））等の記述、実験動物については、「協調運動失調」（CERI・NITE 有害性評価書 No.62（2004））等の記述があることから、神経系が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。

スチレンのヒト影響は、CERI・NITE 有害性評価書 No.52（2004）で「ヒトでの事例や疫学調査では、暴露量が明確でないことや他の物質との複合暴露の可能性もあるため、明確に結論づけることは困難である。」としながらも、「スチレンは、眼、皮膚、鼻、咽喉に刺激性を示し、呼吸器への影響として閉塞性肺障害、慢性気管支炎等を引き起こす。また、めまい、頭痛、

疲労感、錯乱、不眠などの中枢神経系への作用、反応時間、言語性記憶の低下などの精神神経機能への影響、視覚・聴覚への影響、リンパ球数増加、血小板数の減少などの血液系への影響、AST、GGT、ALT 活性上昇などの肝臓への影響もみられている。」との記述があり、呼吸器、神経系、血液系、肝臓が標的臓器と考えられた。なお、CERI・NITE 有害性評価書 No.52（2004）では実験動物についても「鼻腔粘膜、気管粘膜の上皮細胞空胞化及び細胞の剥脱、核濃縮」、「尾部末梢神経伝達速度 SCV（sensory nerve conduction velocity）の低値」、「肝細胞壊死」等の記載がある。以上より、分類は区分 1（呼吸器、神経系、血液系、肝臓）とした。 1)

吸引性呼吸器有害性: 「この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」との報告がある。また炭化水素であり、動粘性率は主成分のベンゼンは 0.704 mm2/s (25℃) (CERI 計算値)である。 7)

飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ(区分1)

12. 環境影響情報 8)

生態毒性

魚類:	ニジマス	LC_{50} (96h) 5.3mg/L(ベンゼン)
甲殻類:	ブラウンシュリンプ	LC_{50} (96h) 3.5mg/L(トルエン)

残留性・分解性: 主成分のベンゼンは、良分解性であるが、急速分解性がない。
(BOD による分解度:40%) 9)

生体蓄積性: 生物蓄積性が低いと推定される。 log Kow=2.13(ベンゼン) 10)

土壌中の移動性: 情報なし

オゾン層への有害性:

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 :
- ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装 :
- ・空容器を廃棄するときは、内容物を除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制:

陸上規制情報:

国連番号: 1114

品名(国連輸送名): BENZENE

国連分類:	クラス 3
容器等級:	Ⅱ
海上規制情報:	IMOの規定に従う
国連番号	1114
Proper Shipping Name	BENZENE
国連分類	クラス3
IBC コード:	ベンゼン(濃度が十重量%以上の粗製ベンゼンを含む)Y類
航空規制情報:	ICAO／IATAの規定に従う
国内規制:	
陸上規制情報:	消防法の規定に従う。
海上規制情報:	船舶安全法の規定に従う
航空規制情報:	航空法の規定に従う
特別の安全対策:	・車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人へイエローカードを携帯させる。 ・荷崩れ防止を確実に行い、衝撃、転倒、落下、破損が生じないようにする。 ・タンク車(ローリー)は平地に停車し車止めをする。積み降ろしは接地を行いタンク車の許容圧力以下の圧縮ガスまたはポンプを用いて行う。 ・ホースの脱着時はホース内の残留物の処理を完全に行う。 ・ローリー或いは運搬船には所定の標識板、消火設備、災害防止用応急資材を備える。

15. 適用法令

消防法	第4類第一石油類非水溶性液体
労働安全衛生法	危険物・引火性の物(施行令別表第 1 第 4 号) 特定化学物質第2類物質、オーラミン等(ベンゼン) 特定化学物質第2類物質特別有機溶剤等 (エチルベンゼン(塗装の業務)) 特定化学物質第2類物質特別有機溶剤等(スチレン) 名称等を表示すべき有害物(法第57条、施行令第18条)No.32 ベンゼン、No.23 トルエン、No.7 の 2 キシレン、No.17 の 2 スチレン、No.2 の 8 エチルベンゼン 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)No.531 ベンゼン、No.407 トルエン、No.136 キシレン、No.323 スチレン、No.70 エチルベンゼン 有規則　第2種有機溶剤(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)No.45 ベンゼン、 No.46 トルエン、No.47 スチレン、No.50 エチルベンゼン、 No.125 キシレン
化学物質排出把握 管理促進法(化管法)	ベンゼン　特定第一種指定化学物質第一種指定化学物質 トルエン　第一種指定化学物質 キシレン　第一種指定化学物質 スチレン　第一種指定化学物質 エチルベンゼン　第一種指定化学物質

船舶安全法	引火性液体類(危規則第2，3条危険物告示別表第1)
港則法	施行規則　第12条危険物(引火性液体類)
海洋汚染防止法	ばら積み運送における有害液体物質(Y類:ベンゼン(濃度が十重量%以上の粗製ベンゼンを含む))
	危険物(施行令別表第1の4)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、日本道路公団公示)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
大気汚染防止法	指定物質(法附則第9項、施行令附則第3項)
	有害大気汚染物質（法第2条第13項)
水質汚濁防止法	有害物質(施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
悪臭防止法	施行令　第1条特定悪臭物質
土壌汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

16. その他の情報

参考文献

1) 製品評価技術基盤機構　GHS分類結果データベース
http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html
2) Chevron Chemical Co. ″RAW PYROLYSIS GASOLINE″ MSDS
3) NICNAS (2001)
4) EHC 150 (1993)
5) NTP TR289 (1986)
6) IRIS (2002)
7) ICSC (J) (2003)
8) EU-RAR、2003
9) 化審法既存化学物質点検
10) PHYSPROP Database、2005

改定履歴

H14.12
適用法規　土壌汚染対策法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法追記
H16.7
様式の統一
H18.12
JIS Z 7250:2005 様式への改正
H20.2
GHS 分類区分、危険有害性情報の修正
毒物劇物取締法削除
H21.8
化管法改定に伴う見直し。
H22.4
化審法改定に伴う見直し。

H25.1

労働安全衛生法、化審法改定に伴う見直しと JIS Z 7253:2012 制定に伴う見直し。

H27.4

JIS Z 7252:2014 改訂に伴う見直し、(GHS 分類区分、危険有害性情報の修正)

労働安全衛生法改定に伴う見直し

この SDS 標準モデルの作成者は(一社)日本芳香族工業会「SDS 小委員会」です。
記載した情報は会員会社の知見並びに参考文献等から抽出しています。
この SDS 標準モデルの利用者は自己の責任において情報の採否をお決め下さい。